「管理規程」の参考例

〇〇協議会（又は自治会）が設置する通学路防犯カメラの設置及び利用基準

（目的）

1. この基準は、〇〇地区（又は自治会）に設置する通学路防犯カメラ（以下「防犯カ

メラ」）について、○○などの犯罪の防止を図ることと、市民の容貌や行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

（防犯カメラの設置の目的）

第２条　本利用基準で定める通学路防犯カメラは、〇〇地区（又は自治会）における小学

生、中学生の犯罪被害を抑止するため設置する。

（防犯カメラの設置の概要）

第３条　通学路防犯カメラは、別図の場所に〇〇台設置する。

２ モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 磐田市○○ |
| 建物等名称 | ○○○○ |

（通学路防犯カメラの設置及び利用）

第４条　通学路防犯カメラの設置及び利用にあたっては、設置目的を達成するために設置箇

所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して

追跡的に撮影することがないようにする。

２　通学路防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

1. 「通学路防犯カメラ設置中」等の通学路防犯カメラを設置している旨
2. 設置者等名及び連絡先

（防犯カメラの管理責任者等の指定）

第５条　協議会長（又は自治会長）は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定す

る。

２　管理責任者は、○○○○（※地域づくり協議会又は自治会の役職名）とする。

３　管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の聴視等を行う担当取扱者（原則、管理責任者とは別の者）を指定する。

４　取扱担当者は、○○○○（※協議会での役、自治会での役）とする。

５　画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱担当者ほか、○○○○（※必要な者の役職）とする。

（画像の保存及び取扱い）

第６条　協議会長（又は自治会長）、管理責任者及び取扱担当者は、画像の漏えい、滅失、

毀損、流出、改ざん等を防止し安全に運用するため、次の措置を講ずるものとする。

1. 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
2. 画像の記録された媒体は、保護された場所で厳重に管理し、第７条に定める場合を除

き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバ

ン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。

1. 画像の保存期間は、○○（※概ね１ヶ月以内の必要最小限の期間を設定）とする。
2. 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
3. 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又

は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

（画像の利用及び提供の制限）

第７条　協議会長（又は自治会長）は、画像を第２条に定める設置目的以外の目的に利用

し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、

この限りではない。

1. 法令に基づく場合
2. 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、画像の提供を求めると

きは文書（捜査関係事項照会書等）による。）

1. 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
2. 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合（ただし、画像デ

ータの保存期間内であることとし、なおかつ画像が、容姿の特徴等から本人と明らかに認められる場合。）

（苦情等の処理）

第８条　苦情や問合せには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

（その他）

第９条　協議会長（又は自治会長）は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

２　この基準に記載されていない事項については、「磐田市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

１．ガイドライ